

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成30年6月8日（平成30年（行個）諮問第99号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行個）答申第172号）

事件名：本人が提出した申出書について特定衆議院議員事務所に対し特定の回答ができた理由が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月26日付け総財務第156号により総務大臣（以下「総務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

特定年月日A，本件対象保有個人情報の開示請求に対して、平成29年12月26日付け総財務第156号によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・取得しておらず保有していないため。」として、全部非開示とされた。

総務省行政文書管理規則（平成23年総務省訓令第16号）13条には「文書主義の原則」が規定されており、「国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、文書を作成しなければならない。」と規定されている。総務省が法令及び訓令に基づいた適正な業務処理を行っていれば、国民からの「法令違反の通報」という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう」文書が作成されているはずである。

今回、当方（審査請求人を指す。以下同じ。）の保有個人情報の開示請求は、行政手続法に基づく特定市等の法令違反通報の申出書（以下

「申出書」という。)を受領した担当者は、衆議院議員秘書の対応照会に対して、「特定市とのやり取りなので、今後も総務省としては対応せず静観する。」という回答を行った。一方、申出書について、総務省コンプライアンス室特定室長からは、「当該申立てに係る法令は総務省の所轄する法令ではない。」とのメールが私(審査請求人を指す。以下同じ。)宛てにあった。総務省に関係のない申出であれば、総務省自治財政局財務調査課(以下「財務調査課」という。)企画係は、総務省が所管し、熟知しているはずの行政手続法の規定及び趣旨から、速やかに申出者に返戻等するべきである。その一方、議員秘書には「対応せず静観する。」というあたかも「申出書の放置」を正当化する回答を行っている。

そのような矛盾する特例的な対応を行っているにもかかわらず、財務調査課企画係に申出書の処理手続の書類が全く存在しないこと自体が全く理解できない。特例的な処理を行うためには、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう」文書が作成されていなければならない。

一体、総務省に関係のないという当方の個人情報の塊である申出書の原本は、総務省のどの部署にどのような形で保管されているのか。総務省における当該個人情報の継続保管も忌々しき問題であり、一度、調査されるべきである。

当方は総務省に対して、申出書によって特定市等の法令違反を告発したにもかかわらず、財務調査課企画係が1年間放置しているので、特定年月A、総務省コンプライアンス室特定室長に当該係の不作為の通報をしたところ、特定年月Bになって、当該室長から「総務省の所轄する法令ではない。」との今更のメールがあった。

特定年月日B、当該不作為の通報について、総務省大臣官房政策評価広報課(以下「政策評価広報課」という。)に電話照会したところ、不作為の有無について現在の時点に及んでも回答が出ていないという。通報から半年以上が経過しており、政策評価広報課も財務調査課同様で、総務省では不作為が日常化しているのではないか。

当方の当該行政手続法に基づく申出書が総務省に届いた段階で、「総務省の所轄する法令ではない」のならば、申出者に何らかの通知又は返戻すべきであり、「法令違反の通報」を放置することは、行政手続法の改正をパンフレットで大々的にPRしている総務省が省をあげて国民を愚弄していることにつながる。

財務調査課特定係長から衆議院議員秘書は、「特定市とのやり取りな

ので、今後も総務省としては対応せず静観する。」という回答を得ているだけで、「総務省の所轄する法令ではない」という回答は得ていない。当該行為が不作為ではないとするならば、そのことを証明できる文書の存在が必ずなければならないので、当方の請求を満たす当該行政文書を適正に特定し、開示を求めるものである。

財務調査課企画係の当該行為については、平成29年7月11日付け総財務第87号「個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」に対する特定年月日C付け審査請求書においても申し述べたところである。

以上の理由から、法令及び訓令に基づく公務に携わっている職員の観点から開示義務があるので、行政不服審査法に規定する審査請求を行う。

(2) 意見書

ア 反論意見の趣旨

原処分を却下し、適正な文書等を開示することが適当である旨の答申を求める。

イ 反論意見の理由

特定年月日Aの本件対象保有個人情報の開示請求に対して、平成29年12月26日付け総財務第156号によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・取得しておらず保有していないため。」として、全部非開示とした。

まず、総務省の理由説明書（下記第3）の「審査請求の理由」に、「当箇所以外、省略：審査請求人による意見等のため。」と記述されているが、総務省行政文書管理規則13条には「文書主義の原則」が規定されており、「国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的として、文書を作成しなければならない。」と規定されている。総務省が法令及び訓令に基づいた適正な業務処理を行っていれば、国民からの「法令違反の通報」という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう文書が作成されているはずである。」という審査請求書の重要な部分が省略されて、隠ぺいされている。当該事項は、単なる意見ではなく、明らかな事実である。

「行政機関の行政文書管理を統合している総務省がこのような体たらくな対応をしているから、財務省も行政文書の偽造等を行うのである。」と記述すればこれが意見である。

また、「諮問庁の意見」においては、「総務省の所管する法令でな

いことは明らかであることから、総務省では対応できないものと判断した。」のであれば、当方の申出書は総務省が所管する行政手続法の規定及び趣旨から速やかに申出者に返戻等すべきである。さらに、所管外と主張する総務省が「特定市及び特定市立大学に対しては、電話による聴取を行っている」のは、当方の個人情報を漏えいしたことになり違法行為である。総務省の当該行動は明らかに矛盾しており、総務省が法令及び訓令に基づいた適正な業務処理を行っていれば、国民からの「法令違反の通報」という重大な事案に対して、当然、「合理的に後付け、又は検証することができるよう」文書が作成されていなければならない。

通報の申出書を受領した担当者が、衆議院議員秘書の対応照会に対して、「特定市とのやり取りなので、今後も総務省としては対応せず静観する。」という回答を行った。一方、申出書について、当方が財務調査課等の不作為の申立先の総務省コンプライアンス室特定室長から「当該申立てに係る法令は総務省の所轄する法令ではない」とのメールが私宛てにあった。

当該法令違反通報の申出書は、総務省が無関係と主張する申出にもかかわらず、現在も総務省に退蔵されている。所管対象外とした当方の個人情報を無関係の総務省が特定年月Cから1年8か月も所有し続けているのは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続法に違反する。

処分庁宛ての審査請求書には、「一体、総務省に関係のないという当方の個人情報の塊である申出書の原本は、総務省のどの部署にどのような形で保管されているのか。総務省における当該個人情報の継続保管も忌々しき問題であり、一度、調査されるべきである。」と記述したが、そのまま諮問されているということは、総務省内部では、当該事項に対して全く対応する姿勢がないので、是非、情報公開・個人情報保護審査会の委員の方々に調査して頂きたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、法13条1項の規定に基づいて行った特定年月日A付けの保有個人情報開示請求に対し、処分庁が法18条2項の規定に基づいて行った原処分を不服として、特定年月日D付けをもって行われたものである。

2 本件審査請求の対象となった保有個人情報

(1) 本件開示請求の内容

別紙のとおり。

(2) 原処分について

処分庁では、本件開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、不存在であることを理由とする原処分を行い、平成29年12月26日付け総財務第156号をもって審査請求人に通知したところである。

3 諮問庁の意見

審査請求人が特定年月日E付けで総務大臣に提出した申出書は、特定市及び特定市立大学（公立大学法人。以下同じ。）の法令違反に対する行政手続法36条の3の規定に基づく申出であり、地方独立行政法人法122条3項の規定に基づく是正命令等を求めたものである。

しかしながら、申出書の中で違反とされる法令は、刑法及び個人情報保護法であり、総務省の所管する法令でないことは明らかであることから、総務省では対応できないものと判断した。その過程において、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得して保有するという事は行っていない。また、状況確認のために、特定市及び特定市立大学に対しては、電話による聴取を行っているが、その過程においても、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得するという事は行っていない。

また、本件審査請求を受けて、念のため本件対象保有個人情報記録された文書について、執務室内、書庫及び共有ドライブを探索したがその存在は確認できなかった。

なお、行政手続法36条の3では、申出を受け付けた行政庁等が、申出人に対し通知する義務は課せられない制度となっていることから、審査請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得しておらず、保有していないため、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年6月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月9日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成31年1月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報記録された行政文書を作成・保有

していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 審査請求人が開示を求める本件対象保有個人情報は別紙のとおりであるが、これは、要するに、審査請求人が行政手続法 36 条の 3 の規定に基づき行った処分庁に対する特定市等に係る法令違反の通報を内容とする申出に対し、財務調査課が特段の対応をせず、当該申出に係る申出書の返戻等も行わなかったことに関し、そのような対応を可能とする根拠となる文書が存在するとして、当該文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものと解される。
- (2) これに対し、諮問庁は、上記第 3 の 3 のとおり、申出書の中で違反とされる法令は、刑法及び個人情報保護法であり、総務省の所管する法令でないことは明らかであることから、総務省では対応できないものと判断した旨説明するので、諮問庁から申出書の提示を受け、当審査会においてこれを確認したところ、申出書の内容は、審査請求人が、総務大臣に対し、特定市及び特定市立大学の法令（刑法及び個人情報保護法）違反について、行政手続法 36 条の 3 の規定に基づく申出を行ったというものであり、具体的には、当該法令違反を理由として地方独立行政法人法 122 条 3 項の是正命令及び地方自治法 245 条の 5 の是正の要求又は同法 245 条の 7 の是正の指示等の処分を求める内容のものであると認められる。
- (3) そこで、処分庁における申出書への対応の経緯について、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、処分庁においては、申出書を受理した後、速やかに特定市及び特定市立大学に対して電話により事情を聴取したが、審査請求人が主張するような法令違反が行われているのかどうかなどの状況が判然とせず、直ちに地方独立行政法人法に基づく是正が必要とまでは判断できなかったことから、その過程において、審査請求人の個人情報を記録した行政文書を作成・取得してはいない旨説明する（なお、地方自治法 245 条の 5 の是正の要求や同法 245 条の 7 の是正の指示等については、行政手続法 4 条 1 項により、同法の適用が除外されることは明らかである。）。
- (4) この点、行政手続法 36 条の 3 第 3 項によれば、法令に違反する事実があり、その是正のためにされるべき処分等がされていない旨の申出を受けた行政庁又は行政機関は、必要な調査を行わなければならないとさ

れているが、その具体的な内容及び手法については、当該行政庁又は行政機関において適切に判断するものと解されていること（行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）の公布・施行を受けて、改正後の行政手続法の運用に当たって留意すべき点を各行政機関等に周知するために、総務省行政管理局長が各府省官房長等に対し発出した「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」（平成26年11月28日付け総管管第93号）の3（4）参照）を踏まえ、申出書の記載内容等に照らして検討すると、上記（3）の諮問庁の説明は、不自然、不合理なものとはとはいえず、これを是認せざるを得ない。

（5）また、審査請求人が、申出書が総務省に届いた段階で、同省の所管する法令ではないのならば、申出者に何らかの通知等をすべきである旨主張している点に関し、関係法令等に照らして検討してみても、行政手続法36条の3は、申出を受けた行政庁等に対し、措置結果等を申出人に通知することを義務付けてはいないことからすると（上記「行政手続法の一部を改正する法律の施行について」の3（4）ウにも、「申出を受けた行政庁又は行政機関の対応の結果については、法律上、申出を受けた行政庁又は行政機関に申出人に対する通知義務を課すこととはしていない。」と記載されている。）、処分庁において、審査請求人の主張するような内容の通知等を前提とする文書を作成していないとしても、不自然、不合理とはいえない。

（6）なお、本件開示請求に係る行政文書の探索の範囲及び方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁においては、財務調査課の執務室内、書庫及び共有ドライブ内を探索して、当該行政文書を保有していないことを確認したとのことであり、このような探索の範囲及び方法について、特段の問題があるとは認められない。

（7）以上のとおり、総務省において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

特定年月日 E，私は総務省に対し，行政手続法に基づく特定市等の法令違反通報の申出書を提出した。

特定年月 D 下旬，特定衆議院議員特定事務所に申出書の現況及び今後の対応について，総務省に対する照会依頼をしたところ，特定年月 E 月上旬，財務調査課特定係長から「特定市とのやり取りなので，今後も総務省としては対応せず静観する。」という回答を得たとの連絡があった。

一方，特定年月日 F，申出書について，総務省コンプライアンス室特定室長から私に「当該申立てに係る法令は総務省の所轄する法令ではない」とのメールがあった。

当該申立てが総務省の所轄ではなく，調査もしないにもかかわらず，申出者に何らの通知又は返戻せずに放置し，特定係長が特定衆議院議員特定事務所に対して「特定市とのやり取りなので，今後も総務省としては対応せず静観する。」という回答ができた理由の分かるもの。